

国勢調査令の一部を改正する政令案の概要について

1 改正の趣旨

平成 22 年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、統計委員会の答申を踏まえ、調査事項、調査方法等を見直すこととし、これに伴う所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 調査事項の削除

「就業時間」の削除

「就業時間」は、雇われている人の雇用形態を間接的に把握するためのものであったところ、平成 22 年国勢調査においては、「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更し、雇用形態を直接把握することに伴い、その把握の必要性が低下することから、調査事項から削除する。

「家計の収入の種類」の削除

「家計の収入の種類」は、世帯における記入への忌避感が強い項目であるところ、政策における利用状況が相対的に低下していることなどから、調査事項から削除する。

(2) 調査方法の変更

直接市町村長に調査票を提出する方法の導入

調査票の円滑な提出を図るため、従来の調査員等に調査票を提出する方法に加え、調査員等を介さずに世帯が直接市町村長に調査票を提出する方法を実施する。

市町村長による関係者への質問（立入り及び質問）の導入

住民基本台帳等の行政情報の活用等によっても調査票の記入内容を十分に補完できない場合に、調査結果の精度を確保するため、関係者への質問（立入り及び質問）を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成 22 年 3 月上旬

施行日：公布の日